

## 中之条町移住体験住宅 利用上のルール

利用者は、下記のルールを守ってください。違反した場合は、条例及び規則等に基づき、使用の許可の取り消し又は中止となります。

### 1. 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。
- (2) 火気取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い処理すること。
- (4) 体験住宅の使用期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに町に当該体験住宅の鍵を返却（鍵を紛失したときは、速やかに町にその旨を報告しなければならない。）し、体験住宅を原状に回復すること。
- (5) その他体験住宅の使用に関し必要な事項

### 2. 利用者は、体験住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫等の動物の飼育又は持ち込むこと。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）による介助犬、盲導犬及び聴導犬は除く。
- (9) 鍵の改変又は追加により、施設の管理業務に支障を及ぼすこと。
- (10) その他体験住宅の使用にふさわしくない行為。

### 3. その他のルール

#### ア 立入り

施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他の施設の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても、施設管理担当者等が体験住宅内に立入ることができる。利用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒否することはできない。

#### イ 損害賠償

利用者は、故意又は過失により体験住宅及び設備又は備品等を破損、若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに町長へ報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町が特に認めた場合はこの限りでない。

#### ウ 事故免責

体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内での事故及び使用期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

#### エ アンケート

利用にあつては、必ず事前に別紙のアンケートに答えること。使用者の選考の他、移住・定住施策の参考とします。